

重信川流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「重信川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、重信川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員及びオブザーバーの命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本会議を進めていくにあたり、その他の重信川流域内関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員またはオブザーバーとして追加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 重信川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局松山河川国道事務所が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月26日から施行する。

令和3年3月22日 一部改正